

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

クレハ合繊従業員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

期間: 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

内容: **女性活躍推進法**

目標1. 女性の平均勤続年数が男性に比べて短く、妊娠・出産を機に退職する女性を減らし、勤続年数を現18.5年から20年にする



令和4年10月～	妊娠中の社員及び産前・産後休業や育休休業から復帰した社員が相談できる窓口を設置する。
令和4年10月～	両立支援制度に関する周知を行う(社員向け、管理職向けのパンフレットを配布する)